（別紙様式4）

【職業実践専門課程認定後の公表様式】

令和5年9月13日※1
（前回公表年月日：令和4年9月13日）

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
信州スポーツ医療福祉専門学校	平成17年2月15日	石川　祐佑	〒380-0816 長野市大字三輪1313-13 （電話）026-233-0555
設置者名	**設立認可年月日**	**代表者名**	**所在地**
学校法人光和学園	平成17年2月15日	原田　晃史	〒380-0816 長野市大字三輪1313-13 （電話）026-233-0555

分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士
医療	医療専門課程（昼間部）	柔道整復学科	平成19年文部省 告示第12号	－

学科の目的	柔道整復師の国家資格を取得し、職業人として社会に貢献できる人材を育成する。
認定年月日	平成26年3月31日

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
3　年	昼間	2,860時間	1,210時間		690時間		960時間
							単位時間

生徒総定員	生徒実員	留学生数（生徒実員の内	専任教員数	兼任教員数	総教員数
180人	163人	0人	8人	18人	26人

学期制度	■前期：4月1日～9月30日 ■後期：10月1日～3月31日	成績評価	■成績表：　有 ■成績評価の基準・方法 基準：90点以上をS,80点以上をA,70点以上をB,60点以上をC,59点以下をD(不合格)とする。方法：科目毎に定期試験を行う。
長期休み	■夏季：8月1日～8月19日 ■冬季：12月26日～1月3日 ■学年末：3月13日～3月31日	卒業・進級条件	卒業認定は出席時数及び各種試験成績の評価、操行勤怠等考慮。ただし、柔道整復師を目指すものにあっては、（公財）柔道整復研修試験財団が主催する認定実技審査に合格することが前提。進級は通年での定期試験評価が平均60点以上とする。
学修支援等	■クラス担任制：　有 ■個別相談・指導等の対応 個人面談、三者面談を実施するなど常に情報を取り合うこととしている。	課外活動	■課外活動の種類 各種大会等への参加及びボランティア活動の積極的参加 ■サークル活動：　有
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等（令和3年度卒業生） 接骨院、整形外科、鍼灸接骨院 ■就職指導内容 就職説明会の開催 ■卒業者数　40　人 ■就職希望者数　40　人 ■就職者数　37　人 ■就職率　：　92.5　% ■卒業者に占める就職者の割合　：　92.5　% ■その他 （令和　4 年度卒業者に関する令和5年5月1日 時点の情報）	主な学修成果（資格・検定等）※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 （令和4年度卒業者に関する令和5年5月1日時点の情報） ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他（民間検定等） ■自由記述欄 （例）認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等

資格・検定名	種	受験者数	合格者数
柔道整復師	②	17人	16人

中途退学の現状	■中途退学者　7 名　■中退率　96 % 令和4年4月1日時点において、在学者157名（令和4年4月1日入学者を含む） 令和5年3月31日時点において、在学者150名（令和5年3月31日卒業者を含む） ■中途退学の主な理由 病気　学業不振 ■中退防止・中退者支援のための取組 成績不審者に対するフォローアップ。三者面談等情報の共有、学習発表会等の開催によるモチベーションの向上
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度：　有 ※有の場合、制度内容を記入 特待生入試　指定校推薦入試　AO入試出願　学内進学　家族減免 指定地域減免　指定業界団体会員推薦　卒業生推薦　スポーツ・生徒会・社会活動減免 ■専門実践教育訓練給付：　給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 1年生2名、2年生1名、3年生3名
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価：　無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 （評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL）
当該学科のホームページURL	http://www.kowagakuen.ac.jp/course/jyudoseifuku/index.html

（留意事項）

1．公表年月日（※1）

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2．就職等の状況（※2）

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて（通知）（25文科生第596号）」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職（内定）状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

（1）「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職（内定）状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員（雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む）として最終的に就職した者（企業等から採用通知などが出された者）をいいます。

※「就職（内定）状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

（2）「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません（就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う）。

（3）上記のほか、「就職者数（関連分野）」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学

3．主な学修成果（※3）

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他（民間検定等）の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果（例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等）について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

（1）教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

・各学科における教育課程及び授業日数については関係法令、厚生労働省等の指導基準並びに学校管理規則に則る
・学科の特色等に応じて、関する業・団体等からの意見を十分に生かし編成する。

（2）教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

・各種協会の行事等に積極的に参加し、意見交換を行うとともに、教育課程編成委員会の外部委員の意見を、カリキュラム編成に反映させるよう努めている。教育課程編成委員会の意見はカリキュラム検討会議で審議されたのち、校長の許可を経て決定する。
・本学園管理規則第8条で「学校の教育課程及び授業日数は、学習指導要領及び学則に定める基準により学校長が編成する」こととしている。
・教育課程編成要領（平成25年8月1日制定）に基づき、教育課程編成委員会を設置。（平成25年8月30日）

（3）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年7月29日現在

名　前	所　　属	任期	種別
大窪　隆人	（一社）長野県針灸師会 会長	令和5年9月1日～ 令和6年10月31日（2年）	①
安田 政寛	（一社）長野県針灸師会　監事	令和4年11月1日～ 令和6年10月31日（2年）	③
西條　義明	（公社）長野県柔道整復師会北信支部長	令和4年11月1日～ 令和6年10月31日（2年）	①
井出　和光	井出接骨院　院長	令和4年11月1日～ 令和6年10月31日（2年）	③
柳澤玉枝	（公社）長野県介護福祉士会　顧問	令和4年11月1日～ 令和6年10月31日（2年）	①
上原孝義	（福）ジェイエー長野会　理事長	令和4年11月1日～ 令和6年10月31日（2年）	③
石川祐佑	学校長	令和4年11月1日～ 令和6年10月31日（2年）	
藤井栄二	はりきゅう学科長	令和5年4月1日～ 令和6年10月31日（2年）	
小林聖	柔道整復学科長	令和5年4月1日～ 令和6年10月31日（2年）	
猪俣早紀	介護福祉学科長	令和4年11月1日～ 令和6年10月31日（2年）	
石川祐佑	スポーツトレーナー学科長	令和4年11月1日～ 令和6年10月31日（2年）	
山本幸子	事務課長	令和5年4月1日～ 令和6年10月31日（2年）	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

（4）教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
（年間の開催数及び開催時期）
年2回

（開催日時（実績））
第1回　はりきゅう学科：令和4年11月24日　介護福祉学科：令和4年11月30日　柔道整復学科：令和4年12月12日
第2回　介護福祉学科：令和5年3月6日　はりきゅう学科：令和5年3月23日　柔道整復学科：令和5年3月27日

（5）教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
「当校は、はりきゅう学科及び柔道整復学科、介護福祉学科並びにスポーツトレーナーの4学科が設置されており、お互い知識を交換し合い、活用していくことは有意義であり、学生時代から共有して学ぶことが大事である。」
こうした発言を踏まえ、4学科連携のもと、学生研究発表会や学生指導に活かしていくものとする。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
担当教員と施設・企業担当者との連携により、年間スケジュールに基づき実施する。

（2）実習・演習等における企業等との連携内容
※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
・授業科目担当教員と受入施設の担当者が実習の実施前に実習内容の詳細について打ち合わせを行い、授業内容及び評価方法等を決定している。実習期間中は施設の担当者が実習指導や評価、専門性の高い技術的な指導を行うが同行する教員がその様子を見聞きし、実習の目的を達成するために十分な授業内容となっているか、また、評価は適切に行われているか等を定期的に確認するなど教員と施設が連携しながら実習運営を行う。

（3）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	科　目　概　要	連　携　企　業　等
臨床実習3	臨床実習	井出接骨院
臨床実習3	臨床実習	くにとも鍼灸整骨院
臨床実習3	臨床実習	なかごえ接骨院
臨床実習3	臨床実習	社会福祉法人　光和福祉会
臨床実習3	臨床実習	やなぎさわ接骨院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

（1）柔道整復学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
光和学園就業規則第44条（研修）の定めによる。
・学科に関連する業・団体が主催する学術大会・研修会等の積極的参加し、見聞を広め、教育力の向上に努める。
・教員の資質向上を図るため、教員が各種学会等への参加する費用に対する資金助成を行う。
・学校における全体教員会議を開催し、教員間の意思疎通を図り、円滑な教務運営を行う。

（2）研修等の実績
①専攻分野における実務に関する研修等
研修名「日本柔道整復接骨医学会学術大会」（連携企業等：一般社団法人日本柔道整復接骨医学会）
期間：令和4年12月3日～4日　　対象：専任教員
内容：学術大会

②指導力の修得・向上のための研修等
研修名「長野県柔道整復師会北信学術大会」（連携企業等：公益社団法人長野県柔道整復師会）
期間：令和5年1月15日　　対象：専任教員
内容：学術大会
研修名「長野県柔道整復師会第48回長野県接骨学会」（連携企業等：公益社団法人長野県柔道整復師会）
期間：令和5年3月5日　　対象：専任教員
内容：学術大会

（3）研修等の計画
①専攻分野における実務に関する研修等
研修名「日本柔道整復接骨医学会学術大会」（連携企業等：一般社団法人日本柔道整復接骨医学会）
期間：令和4年12月2日～3日　　対象：専任教員
内容：学術大会

②指導力の修得・向上のための研修等
研修名「長野県柔道整復師会北信学術大会」（連携企業等：公益社団法人長野県柔道整復師会）
期間：令和6年1月14日　　対象：専任教員
内容：学術大会
研修名「長野県柔道整復師会第49回長野県接骨学会」（連携企業等：公益社団法人長野県柔道整復師会）
期間：令和6年3月3日　　対象：専任教員
内容：学術大会

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

（1）学校関係者評価の基本方針

本学の教育活動や学校運営に資する為、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等を評価・公表し、組織的・継続的な改善を図るため、卒業生、関係業・団体、学校関係者、保護者、地域住民等の学校関係者による「学校関係者評価委員会」を編成し、「学校関係者評価検証報告書」をまとめ、公表する。

（2）「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
（1）教育理念・目標	（1）教育理念・目標・育成人材像等
（2）学校運営	（2）学校運営
（3）教育活動	（3）教育活動
（4）学修成果	（4）学修成果
（5）学生支援	（5）学生支援
（6）教育環境	（6）教育環境
（7）学生の受入れ募集	（7）学生の募集と受入れ
（8）財務	（8）財務
（9）法令等の遵守	（9）内部質保証
（10）社会貢献・地域貢献	（10）社会貢献・地域貢献
（11）国際交流	

※（10）及び（11）については任意記載。

（3）学校関係者評価結果の活用状況

委員から、就職率や心理相談室について貴重なご質問やご意見をいただき、取り組み方法の確認を行った。

（4）学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年7月29日現在

名　前	所　　属	任期	種別
大窪　隆人	（一社）長野県針灸師会 会長	令和5年9月1日～ 令和7年8月31日（2年）	企業等委員
國友　康晴	くにとも鍼灸接骨院　院長	令和5年9月1日～ 令和7年8月31日（2年）	企業等委員
柳澤　玉枝	（公社）長野県介護福祉士会 顧問	令和5年9月1日～ 令和7年8月31日（2年）	企業等委員
河原田 信彦	ながでんウェルネス 取締役	令和5年9月1日～ 令和7年8月31日（2年）	企業等委員
唐澤　冨美子	校友会 副会長	令和5年9月1日～ 令和7年8月31日（2年）	卒業生
田村　浩啓	長野工業高等学校	令和5年9月1日～ 令和7年8月31日（2年）	学校有識者
西澤　亘	保護者	令和5年9月1日～ 令和7年8月31日（2年）	PTA

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
（例）企業等委員、PTA、卒業生等

（5）学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

（ホームページ　・　広報誌等の刊行物　・　その他（関係機関・役員等へ送付））

http://www.kowagakuen.ac.jp

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

（1）企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を、積極的に提供するものとする。
・卒業生による組織「校友会」による学校祭を毎年開催し、業・団体等との情報交換を行っていく。
・学校が発行する「学校要覧」「自己点検評価報告書」等の情報提供を積極的に行っていく。

（2）「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
（1）学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要　(2)目標及び計画
（2）各学科等の教育	(3)各学科（コース）等の教育
（3）教職員	(7)教職員
（4）キャリア教育・実践的職業教育	(5)キャリア活動等
（5）様々な教育活動・教育環境	(6)様々な教育活動
（6）学生の生活支援	(8)入学者選抜、学生指導・生活指導
（7）学生納付金・修学支援	(8)生徒納付金、就学支援
（8）学校の財務	(9)学校の財務
（9）学校評価	(10)学校評価
（10）国際連携の状況	
（11）その他	(11)その他

※（10）及び（11）については任意記載。

（3）情報提供方法

http://www.kowagakuen.ac.jp

授業科目等の概要

（医療専門課程　柔道整復学科）令和4年度

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			生物	生物が示す生命現象の機序を理解するために生理学用語を学び、基礎知識を身につける。	1・通	75	5	○			○			○	
○			研究法概論	科学的手法を学び、自身の考えを客観的事実に基づいて論理的に伝える方法を理解する。	2・通	75	5	○			○			○	
○			国語	医療現場で必要となるコミュケーション能力と論理的思考に基づく表現力を身に付ける。	1・通	60	4	○			○			○	
○			解剖学１	正常な運動器の形態を身につける。	1・通	75	3	○			○		○		
○			解剖学２	各器官の位置関係、形状、内部構造、役割について学び、専門分野の正確な理解に役立て、確かな施術を行う。	1・通	75	3	○			○			○	
○			解剖学３	神経系、感覚器、脈管系、内臓系、内分泌系の正常な構造及び機能を理解し、設問に正しく答えられる。	3・前	25	1	○			○			○	
○			生理学１	人体を構成する細胞、組織、器官の機能につき、個別の知識だけでなく、身体を統合した上での理解を深める。	1・通	75	3	○			○			○	
○			生理学２	人体を構成する細胞、組織、器官の機能につき、個別の知識だけでなく、身体を統合した上での理解を深める。	2・通	75	3	○			○			○	
○			運動学	運動学の基礎と応用を身につける。	3・通	75	3	○			○			○	
○			高齢者の生理学的特徴・変化		3・後	25	1	○			○		○		
○			競技者の生理学的特徴・変化		3・後	25	1	○			○		○		

○			病理学	疾病の原因、成り立ち、人体への影響などに対する理解を通して患者の抱えている健康障害を把握することに役立て、有効な施術につなげる。	2・後	25	1	○			○			○	
○			衛生学・公衆衛生学	健康の維持・増進を支える公衆衛生の仕組みや活動について理解し、施術や健康教育を含めた地域社会における活動に活かす。	2・後	25	1	○			○			○	
○			リハビリテーション医学	臨床家として、チームケアの重要性を認識し、リハビリテーション科などの医療機関との連携ができるように知識を学ぶ。	2・通	50	2	○			○			○	
○			一般臨床医学１	内科系疾患を機能学的・形態学的・病態生理学的に学修することにより、患者さんが訴える症状をそのまま疾患に当てはめるのではなく、なぜ起こるのか、どような仕組みで症状が起こっているのかを理解し説明できるようになることを目標とします。	2・通	75	3	○			○			○	
○			一般臨床医学２	一般臨床医学の基礎知識を習得し、将来、臨床家としての患者に接する時の人間的な対応能力と診察技術の深化に役立つ知識を獲得する。	3・通	50	2	○			○			○	
○			外科学	国家試験に向けた学力と日常臨床に役立つ知識の習得。	2・通	75	3	○			○			○	
○			整形外科学	整形外科学の基礎知識を習得し、将来臨床家として、医師との連携していく際に役立つ知識を学ぶ。	3・通	75	3	○			○			○	
○			鑑別診断学		3・通	75	3	○			○			○	
○			保健の仕組み		3・後	25	1	○			○				
○			関係法規	柔道整復師が業務に携わる上で必要となる「柔道整復師法」を理解し、業務を知る。医療従事者として必要となる医療福祉法規や、多数の規律事項を理解する。規則・罰則としてのみではなく「良質な医療の提供」するための体制として関係法規に関する知識を習得する。	1・前	25	1	○			○		○		
○			柔道整復の歴史	柔道整復術の歴史を学び、卒業の前に学生各人が「柔道整復師」について明確なイメージを持てるようになることを目指す。柔道整復師生涯学び続け、向上する柔道整復師としての資質を身につける。	1・後	25	1	○			○		○		
○			職業倫理	「インフォームド・コンセント」や「患者中心の医療」ついて、柔道整復医療の現場を踏まえつつ柔道整復師の立場、患者の立場の双方の視点からリスクマネジメントができる職業人としての基礎を備える。	1・後	25	1	○			○		○		
○			柔道１	受け身、礼法、投げの形をマスターする。	1・通	60	2			○	○		○		
○			柔道２	講道館規定による柔道１級程度の実力を身につける。	2・通	60	2			○	○			○	

○			柔道３	講道館規定による柔道１級に求められる受け身、形、約束乱取りの実力を仕上げる。	３・後	30	1			○	○			○	
○			基礎柔道整復学１	柔道整復で行う各種治療法、指導管理の基礎を身につける。損傷の評価や外傷予防についても柔道整復師に必要な知識として習得する。	１・通	60	2	○			○		○		
○			基礎柔道整復学２	柔道整復師に必要となる骨折の定義、分類、症状や治癒経過などの骨損傷の基礎的な知識を習得する。前腕部の骨損傷について学び、理解を深める。	１・通	60	2	○			○		○		
○			基礎柔道整復学３	柔道整復師に必要な頭部、顔面部、体幹部の各損傷の知識を習得する。	２・通	60	2	○			○		○		
○			基礎柔道整復学４	前腕部の骨折についての知識を深める。	２・通	60	2	○			○		○		
○			基礎柔道整復学５		３・通	60	2	○			○		○		
○			臨床柔道整復学１	臨床で多く携わる軟部組織についての知識を高め、それを元に各論への理解を深めていく。機能解剖学の知識を基盤として肩関節疾患の病態生理をマスターする。	１・通	150	5	○			○		○		
○			臨床柔道整復学２	骨盤部、股関節部、大腿部、膝関節部、下腿部、足関節部の運動器疾患を学び、鑑別能力を身につける。	２・通	150	5	○			○		○		
○			臨床柔道整復学３	・上肢運動器疾患を学び、鑑別疾患に対する知識を身につける。 ・卒業を前に柔道整復学、柔道整復術の基本を確実に抑えることを目標とする。	３・通	150	5	○			○		○		
○			臨床柔道整復学４	・前腕部の骨折についての知識を深める。 ・運動器疾患と内科疾患を鑑別できる能力をつける。柔道整復師として診断に必要な臨床医学の基礎知識を習得する	３・通	60	2	○			○		○		
○			柔道整復実技１	・正常な運動器の形態、機能面を理解することで人体の構成の理解度を深める。 ・基本包帯を中心に身体各所に応じた包帯固定を施せるようになる。	１・通	150	5			○	○		○		
○			柔道整復実技２	整復・固定の応用能力を磨き、現場で使える技術を習得する。	２・通	150	5			○	○		○		
○			柔道整復実技３	・鑑別診断能力の向上を目指す。 ・1人で脱臼・骨折・軟損の評価・治療・処置を行える	３・通	60	2			○	○		○		
○			柔道整復実技４	身体の部位ごとに損傷、障害の知識を確認し、その後に身体運動と外傷・障害と施術対処を関連付て整理し、柔道整復師に必須の実技と知識として習得する。	３・通	150	5			○	○		○		

○			臨床実習１	柔道整復師が介護福祉施設では機能訓練指導員として機能していることに実地に触れ、柔道整復師の職域を知る。加えて将来、医療従事者になることの大きな動機を得る	１・通	45	1			○	○	○	○		
○			臨床実習２	臨床で必要となる技術と知識を身につける。3年次の臨床実習につながる知識を身につける。	２・通	45	1			○	○	○	○		
○			臨床実習３	臨床実習を通して、現場で即戦力となれる技術を身につける。	３・通	90	2			○	○	○	○		
合計				科目	2,860単位時間(107単位)										

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業認定は出席時数及び各種試験成績の評価、操行勤怠等考慮。ただし、柔道整復師を目指すものにあっては、（公財）柔道整復研修試験財団が主催する認定実技審査に合格することが前提。進級は通年での定期試験評価が平均60点以上とする。	１学年の学期区分	2期
	１学期の授業期間	20週

（留意事項）

１　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

２　企業等との連携については、実施要項の３（３）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。